

入札者心得（電子入札者用）

- 第1 電子入札システムにより入札を行う者（以下「電子入札者」という。）は、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号。以下「会計規則」という。）富山県物品調達電子入札実施要領、富山県物品調達電子入札運用基準及びこの心得を守らなければならない。
- 第2 電子入札者は、会計規則第91条による公告、第97条第2項による通知、入札説明書及び仕様書その他関係書類並びに契約書（案）等を熟覧のうえ、総額又は単価をもって入札しなければならない。
- 第3 いったん提出した入札書及び入札辞退書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 第4 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 必要な記載事項を確認できない入札
 - (2) 富山県行政手続等における情報通信の技術に関する規則（平成16年富山県規則第22号）第7条第1項各号のいずれかに掲げる措置が実施されていない入札
 - (3) 入札保証金の納付を必要とする入札について、入札保証金の納付額が不足する者のした入札又は入札保証金の免除を受けなかった者のした入札で入札保証金納付証明書の提出のないもの
 - (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札書を提出した場合の入札
 - (5) 代理人が2人以上の入札者の代理をした入札
 - (6) 指定された日時までに到達しなかった入札
 - (7) 無権代理人がした入札
 - (8) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札